

○財務省告示第八十一号

日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条第一項第一号口の規定に基づき、財務大臣が定める資金は、日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号口の規定に基づき、大蔵大臣が定める資金を定める件（平成十一年大蔵省告示第二百八十一号）及び日本政策投資銀行法第二十条第一項第一号口の規定に基づき、大蔵大臣が定める資金を定める件（平成十一年大蔵省告示第二百八十二号）に定めるもののほか、次に掲げる資金とし、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年三月二十日

財務大臣 宮澤 喜一

本項一部改正（平成十三年十一月十九日告示第三百九十六号）

本項一部改正（平成十四年十一月二十二日告示第四百二十二号）

本項一部改正（平成十六年三月三十一日告示第五百五十七号）

本項一部改正（平成十七年三月三十一日告示第五百十五号）

本項一部改正（平成十八年三月三十一日告示第三百三十四号）

一 平成十九年三月三十一日までに、会社更生法（平成十四年十二月十三日法律第百五十四号）第十七条に基づく更生手続開始の申立てがされた事業者に係る更生計画又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条に基づく再生手続開始の申立てがされた事業者に係る再生計画について、裁判所が認可の決定をすることが確実であると見込まれる場合又は当該決定がなされた場合において、当該申立てがされた際現に当該事業者が行っていた事業（経済社会的有用性及び今後の発展可能性があり、かつ周辺地域の産業経済の健全な発展及びその維持に資すると認められる事業に限る。）を当該事業者が円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金

二 平成十九年三月三十一日までに、前号の更生手続又は再生手続に準ずる私的整理（経営が困難となつた事業者とその債権者との合意に基づいて、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更を行うことにより、当該事業を再建するための手続をいう。）の申し出をした事業者に係る再建のための計画案について、権利の変更が予定されている債権者の全員が同意することが確実であると見込まれる場合又は当該同意がなされた場合において、当該申し出がされた際現に当該事業者が行っていた事業（経済社会的

有用性及び今後の発展可能性があり、かつ周辺地域の産業経済の健全な発展及びその維持に資すると認められる事業に限る。)を当該事業者が円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

三 前二号において再生対象となつている事業(以下「会社更生等に係る再生事業」という。)に係る資産の移転を受ける者が行う当該会社更生等に係る再生対象事業を円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金

四 平成十九年三月三十一日までに、破産法(平成十六年法律第七十五号)第三十条に基づく破産手続開始の決定又は商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百三十一条に基づく特別清算開始命令がなされた場合において、当該破産手続開始の決定又は特別清算開始命令がされた際に当該事業者が行つていた事業(経済社会的有用性及び今後の発展性があり、かつ周辺地域の産業経済の健全な発展及びその維持に資すると認められる事業に限る。以下「破産等に係る再生対象事業」という。)に係る資産の移転を受ける者が行う当該破産等に係る再生対象事業を円滑に遂行するために必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ又は物品の購入等に必要な資金